

平成 27 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9月17日

江南市議会建設産業委員会会議録

---

平成27年9月17日〔木曜日〕午前10時00分開議

---

議 題

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

議案第60号 平成26年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成26年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成26年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

行政視察について

常任委員会の研修会について

---

出席委員（7名）

委員長 宮 地 友 治 君

副委員長 安 部 政 徳 君

委員 東 義 喜 君

委員 古 田 みちよ 君

委員 河 合 正 猛 君

委員 尾 関 昭 君

委員 中 野 裕 二 君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗 本 浩 一 君

主 事 前 田 裕 地 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

生活産業部長	武	田	篤	司	君
都市整備部長	鵜	飼	俊	彦	君
水道部長兼水道事業水道部長	鈴	木	慎	也	君

産業振興課長	大	岩	直	文	君
産業振興課主幹	石	坂	育	己	君
産業振興課副主幹	村	瀬		猛	君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

	野	田	憲	一	君
まちづくり課副主幹	影	山	壮	司	君

建築課長	沢	田	富美夫		君
建築課主幹	可	児	孝	之	君
建築課主査	源	内	隆	哲	君

水道部下水道課長	小	林	悟	司	君
水道部下水道課主幹	伊	藤	達	也	君
水道部下水道課副主幹	青	山		守	君
水道部下水道課副主幹	夫	馬	靖	幸	君

水道事業水道部水道課長	郷	原	実智雄		君
水道事業水道部水道課主幹	高	田	昌	和	君
水道事業水道部水道課副主幹	鵜	飼	智	恵	君
水道事業水道部水道課副主幹	岡		久	雄	君

○委員長 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にちょっとお願いがあります。質疑、答弁に関しましては簡潔明瞭をお願いいたします。

では、きのうに引き続き、建設産業委員会を開きます。

---

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち  
生活産業部  
都市整備部  
の所管に属する歳入歳出  
水道部  
の所管に属する歳出

○委員長 議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を続行いたします。

最初に、きのうの東委員の質疑に対し、答弁が保留になっていましたので、当局からの答弁を求めます。

○産業振興課長 きのうは済みませんでした。

改めまして回答させていただきます。

新規就農の青年就農給付金の給付金額についてでございます。このお2人に関しましては、平成26年度の申請でございますので、給付金の額は1人当たり年間150万円となっております。

きのう御質問がありました給付対象者の前年の所得に対してどうなるかということですが、交付対象者の前年の総所得が250万円以上であった場合は、給付要件を満たさないということでゼロになります。ただし、総所得が250万円を下回った場合は、また給付を再開されるということでございます。

きのう申しました、変更があったということですが、平成27年度の申請分からですので、この2人は平成26年度分ですけど、平成27年度から新たに申

請された方に関しましては、給付金の額は経営開始初年度につきましては150万円あります。2年目以降は給付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得を減じた額に5分の3を乗じて得た金額を給付するということになります。もう一回言いますね。2年目以降は、350万円から前年の総所得を減じた額に対しまして5分の3を乗じて得た金額を給付する。例でいいますと、前年の総所得が250万円であった場合は、350万円から250万円を引いて5分の3を乗じた金額が60万円になります。60万円が給付金ということになります。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付するということになります。最高金額としましては、前年の総所得が350万円以上になりますとゼロになるということでございます。

○委員長　それでは、産業振興課から答弁訂正の申し出がございましたので、発言を許します。

○産業振興課長　きのうの答弁で、1つ答弁訂正をさせていただきます。

江南市土地改良区支援事業のうち、江南市土地改良区経常経費等補助事業の中で、理事長の報酬がどうなっているかという質問で、報酬はこの中に入っていないとお答えしましたが、入っていましたので、答弁訂正させていただきます。

決算書でいいますと264、265ページの中段、金額でいいますと2,778万5,000円。

○東委員　今の土地改良、確認ですけどね。答弁訂正ということは、逆に昨日の場合だと、本来土地改良の別の事業の元資金もあって、財源もあって、そこからの支払いですというんじゃないくて、江南市が支出をしている負担金からの報酬が払われると。

そうすると、同じように江南市から負担金を出しておる団体があるわけですけど、片や理事長には報酬がある、片や理事長には報酬がないということになるんですけど、同じ江南市から出す負担金の中でね。その辺の整理の仕方というのはどういうふうにするんでしょうね。行政側としては出す負担金、あとはその改良区で独自に判断してくださいよということなのか、負担金の中に、ちゃんともう理事長の報酬分として見込まれた負担金を出しておるかということですけど。

○産業振興課長 昭和用排水に関しましては、きのう申しましたように理事長報酬というのはございません。江南市土地改良区に関しましては理事長報酬が入っていますけど、これは実は監査のときに、理事長報酬があるのはおかしいんじゃないかということで指摘がありまして、来年度に向けて理事長報酬のことを検討したいということを考えております。

○生活産業部長 今の話ですけど、江南市土地改良区は理事長報酬があつて、それを補助対象にしているんですけど、昭和用排水は理事長報酬は無報酬ですので、ですので補助金の金額としては上がっていないと、そういうことですので。

○東委員 まあ、そういうことだわね。

○委員長 では続きまして、建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 決算認定について説明します。

歳入のほうから説明しますので、よろしくお願いいたします。

決算書の66、67ページをお願いいたします。

12款1項5目土木使用料のうち、4節住宅使用料の67ページ上段にあります建築課の市営住宅家賃及び市営住宅目的外使用料の5項目、ページをめくっていただきまして、69ページの下段にあります12款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の建築課分の建築確認申請手数料からページをめくっていただきまして、最上段の長期優良住宅計画変更申請手数料までです。

74、75ページをお願いいたします。

上段の13款4項3目土木費交付金のうち、1節土木管理費交付金にあります地域住宅計画関連事業の社会資本整備総合交付金であります。4つ下にあります5節の住宅費交付金で地域住宅計画関連事業の社会資本整備総合交付金でございます。

78、79ページをお願いいたします。

上段の14款2項5目土木費県補助金のうち、1節土木管理費補助金にあります建築課の民間木造住宅耐震診断費補助金と、民間木造住宅耐震改修費補助金でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

最上段の19款5項2目11節雑入のうち、建築課のコピー等実費徴収金初め3項目でございます。

次に、歳出に移ります。

274、275ページをお願いいたします。

上段の8款1項2目の建築指導費であります、ページをめくっていただきまして、276、277ページ中段にかけて掲げております。

少しページをめくっていただきまして、298、299ページをお願いいたします。

中段の8款5項1目住宅費であります、次の300、301ページの上段にかけて掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関（昭）委員　歳入の69ページ、建築課で確認申請等の手数料収入があると思うんですけど、それぞれの実施された物件数を教えてください。

○建築課長　まず、一番上の建築確認申請手数料でございます。これは合計6件でございます。次に、中間検査申請手数料でございますが、これは3件。次に、完了検査申請手数料でございますが8件。完了審査申請手数料の中間検査ありというものが3件。それから開発許可申請手数料、こちらが合計で13件でございます。

次に、建築許可手数料のほうですけれども、177件。

○尾関（昭）委員　江南市は限定特定行政庁で、多分4号建築の確認が受け付けられるということで、受け付けていらっしゃると思うんですけど、確認申請のベースでいうと年間6件ということで、この部分に対しての役割というか、人の割り振りが正直もったいないんですね。他の行政庁とかいくと、特定行政庁でも意図的に確認申請を受け付けない行政があるんですよ。やっぱり民間のほうが早いですし、あと、6件というと、私が経営している設計事務所で年間の3分の1の仕事量なんですよね。僕の年の3分の1の仕事量を市の方が、担当者、特に担当だけじゃないですよ。実際、課長さんとか、いろんな方の決裁をとらないといけないので、正直、民間開放をしているも

んですから、工事管理を民間委託しているのを庁舎内でやったらどうだという意見を僕、一般質問でさせてもらったときに、民業圧迫だという意見をいただいたもんですから、それこそ今回の建築確認に関しても民業圧迫しておるわけですから、6件分は。

そういう意味で、正直なところ、受け付けないという拒否は本当はできないんですけど、窓口に来られた方に対して、できたら民間のほうへ持ってってもらえませんかということをお願いして、実質的なこの業務をやらせないということにして、少しでも建築課の仕事を減らしていただいて、ほかにもうちょっと忙しいと、追われている日が多いと言われていましたので、ちょっとその部分で、その人手を、ここの部分を省いていただくといいかなど。

その根拠として、歳出で建築確認審査等事業ということで、歳出が七十数万円あったもんですから、実際にこれがそのままスライドしておるとは言わないんですけども、開発とかいろいろありますから。ただ、建築確認、確かに人の書いた図面をチェックするのは大変手間ですので、この辺、民間開放されていますので、できるだけ愛知建築士会尾北支部とか、そういうところに声をかけて、できるだけ役所に持ってこんようにということをお願いももらったほうがいいかなと思っていますので、そういうちょっと意見も交えてお願いいたします。

- 中野委員 決算書の79ページの民間木造住宅耐震診断と改修のほう、その件数って何件かわかりますか。
- 建築課長 診断のほうですけども38件、改修のほうですけども、一般的な90万円まで補助しているのが10件で、段階的60万円までの補助が1件でございます。
- 東委員 最初の歳入のほうの家賃収入のことで、ちょっとお聞きしますが、67ページの市営住宅の家賃収入の関係で2つほどですけど、基本的に考え方として、市税や何かの場合は滞納、滞納繰越、滞納分は別に記載されるけど、ここのはそういうふうではないんですけど、実際見ておると。

例えば、考え方としては、今年度収入未済額として141万5,230円が計上されるんじゃないですかね。ちょっと集め切れない分があると。それが逆に翌



年の現年分プラス調定の中に組み込まれるということになるんですかね、その調定額の中に。

○建築課長 そのとおりでございます。

○東委員 それはそれであって処理がされていくんですが、実際には長い方でどれぐらいの未収になる方があるか、参考の程度なんですけど。

○建築課長 平成26年度決算におきましては、平成21年度からあります。ですから平成21、22年度。平成23年度はございませんけど、平成24、25年度というのが過年度であります。

○東委員 そうすると、途中抜けるときがあるということですね。抜けるときがあつて古いのが残っておったり、ちょっと近いところが残っておるといふ。それは、その時々の方々の対応の状況はどういうふうになるんですかね。古いものからもらうとかいうんじゃなくて、どういうふうになるんですかね。

○建築課長 その都度、納付書を送っており、現年度部分を送っておりますので、そちらの納付書によって納付される場合もあるんですよ。そして、一応古いものから納めていただくような指導というか、お願いはしております。

○東委員 はい、わかりました。結果としてということですね。

もう1点なんですけど、先ほど中野委員から出た住宅改修の診断後の改修の関係で、主要施策の成果報告書のほうで250ページに結果が出ておるわけなんですけど、250ページにこれまでのトータルの数が記載されておるわけでありまして、一応、行政側としては補助もあるもんですから、例えばここで見るように、平成26年度でいけば、約2,700万円の予算を組むわけなんですけど、一定の数を想定しましてね。ところが、結果的に先ほど報告がありましたように、ここの記載の中に一般的な木造の住宅改修は90万円の補助ですから、その分が先ほど10件あつて、2つ目の段階的な改修のほうで平成26年度は1件だというのがありまして、それで決算額は960万円ということになっておるわけなもんですから、せっかく予算が組まれても、なかなか活用されていないわけなんですけど、意識的には多分いろんなPRをしてもらっておるんですけど、本来なら基準があつて補助が受けられるわけなんですけど、例えば実際に申請があるのだけど、あなたのところは基準に合わないからだめなんだ

という件数はあったりするのでしょうか。

○建築課長 要するに建築年度が基準でありますので、そちらのほうが本人さん、なかなか曖昧なところがあったりするものですから、その関係では多少あるかなというふうには出てきております。

○東委員 例えばデータの的に、実際にはこうやって申請が出てきたのは何件あって、そのうちの今の基準に合わないところが何件、結果的にはこの対象になるのがこんだけだというふうになるのかよくわからないんですけど、その辺では、実際に受け付けてきた住民の方から出された件数が何件あってとかいうのはデータの的にはあるんですか。

○建築課長 ちょっとそこのもう受け付けというところの前の前段で、お話を聞くときに、相談のときに年数を確認しますので、最終的な受け付けはしませんので、集計的には何件そういう方があったのかはちょっとありません。

○東委員 わかりました。できれば、とったほうがいいということですね。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、下水道課の所管について、御説明いたします。

歳出でございますが、決算書の300ページ、301ページをお願いいたします。

中段の8款6項1目下水道費、28節繰出金でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでありますので、続いて水道課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 水道課の所管いたします平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算について、御説明させていただきます。

歳出でございます。

平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の242ページ、243ページの中段、4款1項3目簡易水道費でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分　　休　憩

午前10時23分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第57号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

### 議案第60号　平成26年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　　続いて、議案第60号　平成26年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長　　平成26年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

歳入につきましては、決算書の414ページ、415ページ上段の分担金及び負担金から、416ページ、417ページ下段の市債まででございます。

歳出につきましては、418ページ、419ページ上段の総務費から、424ページ、425ページ下段の公債費まででございます。

426ページは実質収支に関する調書でございます。

また、公共下水道決算審査意見につきましては、別冊の江南市決算審査意見書の51ページ中段から54ページ上段まで、決算審査資料として88ページ、89ページ下段には第10表 款別歳入歳出年度比較表を、100ページ、101ページには第15表 市債償還借入状況表を掲載しております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○古田委員 417ページの五条川右岸流域下水道維持管理費立替金償還金についてですけれども、この立替金は今後どのように償還されるのか教えてください。

○水道部下水道課長 償還につきましては、平成25年度から始まりまして、平成25年度は2,602万5,000円、平成26年度は2,602万4,000円、平成27年度、今年度でございますが、5,782万9,000円償還されます。残金3,528万8,000円でございますが、今後、平成28年度から平成30年度にかけて償還されるものでございます。

○古田委員 次に、415ページの一般会計繰入金についてですけれども、この約7億5,900万円ですが、今後の事業量増大に伴って、どのように推移をされるのか、教えていただきたいと思えます。

○水道部下水道課長 江南市下水道事業につきましては、8億円台を超えないようにということで、今後10年間、一応シミュレーションをしております。

8億円を超えることはございませんけれども、平成31年度には7億8,000万円程度、それから平成34、35、36、37年度につきましては7億9,800万円ほど繰り入れる、今のところの財政シミュレーションとなっております。

○河合委員 今の回答を聞くと、平成31年度には、今のところやと市街化は全部終わるじゃないですか。その金額で終わりますか、全部。

○水道部下水道課長 今のところ大変厳しい財政状況でございますが、ただいまモデル都市をやっておりまして、今後は複数年契約とかそういったもの

を用いまして、支出を抑えるといったことの中で、繰入金をもう少し減らすような努力をしてみたいと思いますので、予定どおり平成32年度までには進めたいと思っています。

○河合委員　　今、答弁の中で、平成35、36、37年度と言われたんだけど、その分はどこがやられますか。

○水道部下水道課長　　調整区域につきましては、この後、汚水適正処理構想の中でちょっと御説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

○古田委員　　続いて、421ページですけれども、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金についてお尋ねします。

国は、雨水の有効活用を図るために昨年より雨水利用推進法を施行しましたが、この転用工事はその一貫として有効な施策であると思いますが、どのように認識されているのか、お尋ねします。

○水道部下水道課長　　今、この地球上にある水の量ですね、これは14億立方メートルあると言われております。その中で淡水は2.53%、そのほとんどというのが氷河であったり流水ということで、雨水を利用するのが本来であるよということは国が申し上げております。

雨水というのは、流せば洪水、受けてたれば資源という考えのもとに、この雨水利用推進法というのが昨年5月1日施行されたということでございます。

江南市の補助金につきましては、そういった意味で普及もしておりますし、そういった趣旨に沿った大変有効な施策だと思っております。

○古田委員　　この転用工事による雨水貯留量の実績について、お尋ねしたいと思ひます。

○水道部下水道課長　　まず公共施設についてでございますが、こちらは平成14年度から平成26年度までの集計でございますが519.5立方メートル、それから民間につきましては845.6立方メートル、合わせて1,365.1立方メートルの貯留量になっております。

○古田委員　　次に、423ページの中段の五条川右岸流域下水道建設事業負担金についてですけれども、この流域下水道の整備状況について教えてください。

- 水道部下水道課長 整備状況につきましては、平成26年度末現在、幹線管渠が全体計画で28.1キロメートル、そのうち24.8キロメートルが完成しております。それから処理場につきましては、1日13万8,800立方メートルの計画に対して、現有能力は3万立方メートルですね。よって、整備率は21.6%となっております。
- 東委員 主要施策の成果報告書で整理していただいております245ページに管渠の布設工事の結果が示されておまして、今後の方向性というのは右のページですね、最後のほうですけど、一応ここに先ほども議論になっておりました市街化区域が平成32年度の完了を目指してやるんだということだったんですけど、この対応方法、大規模な施設については早期に接続できるように協議を行うというのがあるわけですけど、ここは具体的に何を想定しておるのかということなんですけど。
- 水道部下水道課長 例えばシキボウであったり、UR、あと和田町のほうへ行きますと工業用地ですので、かなり広い敷地があります。そういったところについて受益者負担金をスムーズに納めていただけるように、事前に協議を行うといったことで進めております。
- 東委員 この前、私どもに資料を提供していただいたやつで、例えばシキボウだと平成28年度ですか、それからURだと平成31年度か、和田工業団地が最終の平成32年度というところですけど、具体的にはそうすると、平成28年度というともう来年度になるわけですけど、その辺のところでは順次話も進められておるのか、あるいはURにしても。
- 水道部下水道課長 順次進めておる状況でございます。
- 東委員 実際のところシキボウは工場ですから、それはそれとして隣がもう既に入っておるわけですよ、アピタは。一応、つながってはいるわけですからね、アピタは。考え方としては、当然そこに今年度計画で、平成28年度、あそこのエリアが一带、飛高町泉だとか、このシキボウ一角が計画設計されましたもんね、具体的には。だから、ここはもうすぐに話が、もうせざるを得ないということですよ、現実には。
- それで、URはどの程度まで話が進んでおるのか。
- 水道部下水道課長 URにつきましては、昨年度から話を進めておりました

て、今年度も1回打ち合わせをやっております。

URにつきましては、受益者負担金につきましてはURが納められるということがあるんですが、URについては自己財源をお持ちでない。自己財源がないがために、その受益者負担金をURに住んでみえる方がひょっとして自分らが肩がわりしているんじゃないか、しなければならないんじゃないかというおそれがありまして、そういったことを含めて、今ちょっといろいろと協議中というところがございます。

○東委員　ややこしいのは、負担金は負担金で1回で決まるわけですけど、水道料金ですよ。我々は、いわゆる上水でやっておるわけですから、江南市と水道と抱き合わせというか、セットになって料金が計算されるわけだけど、URの場合、これからの話やもんで、ちょっと予測の話ですけど、あそこは単独の水道料金でやっておるじゃないですか。その辺のところというのは整理がされておるんですかね。

○水道部下水道課長　その件も含めまして、今後お話し合いを進めていかなければならないと思ひまして、今、その前段階として、どういった状況にあるのかなということで、またうちのほうもどういった方針でやりたいんだというお話をさせていただいて、その中で折り合いがつけばいいかと思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午前10時36分　休　憩

午前10時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

議案第61号 平成26年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理  
事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第61号 平成26年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 それでは、議案書の168ページ、平成27年議案第61号 平成26年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明させていただきます。

平成26年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書の428ページ、429ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款使用料及び手数料から最下段の5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。ページをはねていただきまして、430ページ、431ページをお願いいたします。

1款総務費でございまして、はねていただきまして432ページ、433ページ上段まででございます。

次に、その下の2款土地区画整理事業費でございます。はねていただきまして434ページは実質収支に関する調書でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 主要施策の成果報告書に整理されておるんですが、232ページに一応仮換地も含めた事業の業務量が整理されておりまして、実施内容のところで、事業実績というところで、もともとの予定の計画の総事業費が83億円で、建物移転は183件で、右にその実績がありますから、事業費は80億100万円という形になっておって96.4%、建物移転は基本的に全部建物は移転した



よということで、使用収益面積がこの数字で97%まで来ておるよということになっておるわけですけど、それで、もともと最初に86億円まで行ったのが83億円に変更があったというやつで、第4回目の計画書を我々はいただいたわけですけど、それで、1つは使用収益面積97%ということで整理施行前後の地籍の表がこれには載っておるの、きょうお持ちですか。

全体概要がここに、これぐらいまで来ておるよということで、それでちょっと確認のためにお聞きしたいんですけど、整理施行前後の地籍の表がありまして、設計の概要というところで。それで、その中の宅地の中、上のほうに公共用地があって、そこらは道路だとか、水路だとか、公園だとかが入ってきて、下段のほうで宅地の状況が施行前と施行後という記載があるんですけど、考え方だけ確認したかったんですけど、この中で、江南市の市有地というのがあって、市の市有地で施行前が2,615.97平方メートルありましたね。施行後は2,999.00平方メートルということで、この表ですよ。学校用地ほかと書いてあるわけですけど、施行後。それで、実際には計画としてこういうふうになるよという見方でいいかと思ったんですけど、実際のところは2,615.97平方メートルから、こういう市有地が、ほとんど面積的には換地前と換地後の表示が変わらないんですけど、計画でいくとですね。そうすると市の市有地はというのは、考え方がちょっと違っておったら御指摘をいただきたいんですけど、全体計画の中で、普通は大体20%前後の減歩でこの計画がずうっと始まって、平均減歩はそういうことなんですけど、江南市の市有地について、この数字の見方ですね、この換地前と換地後がこうなるよというのは、その辺の考え方はどう見ておけばよかったのかだけは、ちょっと1点確認したいんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 答えがちょっとあやふやなもので、ちょっと確認します。済みません。

○東委員 じゃあ、2つ目。2つ目はよく似た話なんですけど、まず今の232ページの表を見ながら聞きますけど、ここの表で事業費は83億円に直されて、もともと86億円だったやつが直されて83億円になったわけでありまして、基本的にはもうあと資金計画上、この同じ概要にも、皆さんお持ちでないのはいかんですけど、概要からいけば、83億円でも、基本的にあと残

っておる資金計画上、もうあと出どころは、これを見ると83億円が全体で80億100万円ですので、差し引きすれば2億9,900万円がまだ事業費としては残るよということになるわけですね、最終的には。2億9,900万円残って、そのうちの資金計画上でいきますと、83億円から引いていくと、もともとあとは市と鉄道事業者の資金上、財源として残されておることになるわけですが、現状では見直しが行われて、鉄道事業者というのは名鉄ですけど、直されて最終的には6,400万円の名鉄の負担があるよと。残り先ほど2億9,900万円から引けば2億3,500万円が江南市分の残り、あとこの事業を完成させたいという資金計画ですよ。

その事業内容からいって、基本的には現時点で96.4%まで事業が済んだと。あとはこれで鉄道高架が終わって、最終の側道だとか、それに隣接する公園とか、そういうのは残されておって、それがあと残りの事業、あとは駅前広場が残っておるわけですよ、最終的には。事務処理があるところは。

その辺から見て、事業規模からいくとこれで十分、残りの予定どおり、この2つの江南市と鉄道事業者の財源で、この事業が基本的には83億円に至る形で、現状ではそれを行えるということを見ておいてよろしいですか。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　現時点では、現在の事業費の中でできるというふうに認識しておりますが、先ほど言われました駅前広場ですとか特殊歩道なんかは区画整理事業費から、あと公園もですね。公園の整備費については含まれておりませんので、よろしく願いいたします。
- 東委員　もともと整備はちょっと別枠でやるということでしたから、でも整備費は対象、築造費というのかな、整備費が別かな。ただ、それ以外にはもちろん道を確保したり、公園の整備は対象外にしておるけど、区画整理はと。その土地は確保したりだとか、画地だとかやらないかんわけですから、それについて確認の意味でお聞きしたのは、2つの、市と鉄道事業者で負担するお金で基本的にはやれるということですね。わかりました。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑はないようでありますので、これをもって質疑を終結いたしますが、先ほどの東委員からの答弁が保留になっておりますので、すぐ出ま

すか。

[発言する者あり]

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの東委員の質疑に対して、答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○都市整備部長 東委員からの先ほどの質問でございますけれども、委員協議会の中でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これで採決ですね。

採決方法はどうでしょうか。

[「簡易」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、簡易採決ということで、議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第64号 平成26年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

○委員長 続いて、議案第64号 平成26年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の171ページ、議案第64号 平成26年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、御説明させていただきます。

別冊の平成26年度愛知県江南市水道事業会計決算書及び事業報告書の1ページをお願いいたします。

平成26年度愛知県江南市水道事業決算報告書でございます。はねていただきまして、2ページ、3ページの平成26年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、12ページから15ページの平成26年度江南市水道事業貸借対照表まででございます。

なお、10ページには平成26年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

平成26年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。はねていただきまして、18ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページから57ページの5. 附帯事項まででございます。

また、平成26年度江南市水道事業会計決算審査意見につきましては、別冊の平成26年度江南市決算審査意見書の102ページから128ページまででございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　どこを聞いていくと順番よくいくかわかりませんが、まず6ページを見ながらいきましょうかね。

6ページに、これは損益計算書、一般的に3条と言われる計算書がここに出てくるわけでありまして、平成26年度から決算ルールが変更になって、それに基づく新しい決算書なんですけど、この決算書の、ちょっと後戻りして申しわけありませんが、18ページからの1. 概況がある中で、19ページの中段から下、ウ、財政状況というところに、ここに今の6ページの表の説明が一部あるわけなんですけど、ここで営業収益、あるいは営業外費用、特別損失など云々があって、3行目ですよ。当年度純利益は1億560万3,012円ということで、前年度より3,570万6,324円増加となっておりますが、地方公営企業会計基準等の改正により過去に資本的支出の財源に充てた負担金等の長期前受金戻入1億1,852万3,539円が営業外収益に計上されているため、結果的にはこれがなければ、実質収支は1,292万527円の損失と、赤字だという言い方

になるわけでありまして、それでもとへ戻って、この6ページのその数字は3. 営業外収益、ここに長期前受金戻入というのが入ってきたということでもあります。

これがなければ赤字ですよという話でありますけど、考え方として、しかし、ただ見ていきますと、当年度純利益は先ほどの表現があったように1億560万3,012円あるんですよということになるわけでありまして、その下に前年度繰越利益剰余金があって、この辺までは従来と一緒になんですけど、その下へいくと、その他未処分利益剰余金変動額、最終的に当年度未処分利益剰余金というふうになってくるんですけど、前年まではその他未処分利益剰余金というのはないわけだね、その項目がもともと。これが新たに入ってきてこうなるんですけど、予算のときに議論をしたんですけど、3条収支で普通ですと、当年度純利益と前年度の繰越剰余金との合計で当年度末の未処分利益剰余金があって、それでこの決算書でいくと、13ページのところに(2)利益剰余金というのが一番下段のところですね、7. 剰余金で、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金があって、ここへイ減債積立金、それからロ建設改良積立金という形で充当されて、最終的にはハが全体の利益剰余金という形になるわけでありまして、確認したかったのは、実際には従来でいくと、3条で生み出された利益に基づいて翌年の建設改良積立金だとか、減債積立金に充当していったという形でやってきたわけでありまして、今回は営業外収益に長期前受金戻入が組み込まれる関係で、でもこれは実際の現金ということではないんですよ、この数字は。この戻入というのはね。そうすると、我々は3条で生み出された利益と前年の利益剰余金と合わせて建設改良やそれに宛てがうというふうにしてきたわけですけど、これだと全く金額的に総合計が24億何がしになるわけですけど、トータルが。これでいくと、その肝心の建設改良積立金だとか、そういう利益剰余金とか、4条に宛てがうお金が決まらないんじゃないかという気がしてしょうがないんですけど、そういうことはないんでしょうかね。

○水道事業水道部水道課長　　今、委員言われるお話の件ですが、実際には水道事業基本計画の折に、財政シミュレーションを作成いたしております。実質的に3条の収支の黒字分で基本的に後年度以降留保資金となり、資本的収

支の不足額を補填する形になりますので、実質的に今回の長期前受金戻入等で、実際3条の収支で、正確な単年度の収支は明らかにする形として長期前受金戻入、これは当年度の減価償却見合い分の過年度においての前受金を戻入する形をとっておりまして、先ほど東委員さんも言われたように、現金の移動がございませんので、実質的に長期のシミュレーションを策定する場合、長期前受金戻入を控除した形でシミュレーションを実施いたしまして進めてまいります。

なお、建設改良積立金及び減債積立金の件につきましては、前年度までは東委員が言われるように、まずもって運転資金の基本的に約1億7,000万円程度を残す形で、残りのお金について20分の1減債積み立て、残金の1,000万単位で整理したものを建設改良積み立てで積み立ててはおりますが、今回の会計制度の見直しによりまして、本年度より建設改良及び減債積み立ての方針を変更しております。それにつきましては、長期前受金戻入を除いた当年度純利益、今年度でいいますとマイナスですので損失が出ておる状態なんですけれども、以前、平成24年5月に利益剰余金の処分方針を策定いたしましたが、それを継承した形で、当年度純利益があれば翌年度純利益、繰越利益剰余金として運転資金を1億7,000万円確保した上で、当年度純利益の20分の1以上の額を減債積み立てし、その残余を建設改良積み立てするということで、長期前受金戻入が導入されました平成26年度決算からですが、実質的には長期前受金を除いた形での減債積み立て及び建設改良積み立ての考え方で進めておりますので、よろしく申し上げます。

○東委員　もともと予算計上の関係からも含めて、それから決算処理で、そうすると、当年度純利益の分の範囲内で建設改良をやりましょうということでもありますけど、それは今年度に関していいますと、本来であれば戻入がなければ1,200万円の赤字でしたという話ですけど、想像がつくのは、多分3簡水が統合されましたから、逆に言えばそちらのほうの費用がたくさんかかるわねと。一般的には、だから初期投資をする段階は間に合わないですよ。その水道料金だけの入では、普通は考え方としては。だから赤字になるのかなという気はするけど、その辺はそういう考え方でよろしいということですか。

○水道事業水道部水道課長 1年目は、今回は簡易水道の関係で、分担金は入ってきましたものの、実質的には3条の収支には、当然分担金は4条の収入ですので、3条収支には影響を受けておりません。

そうした中で、今年度、長期前受金戻入がございますものの、実際には給水収益が大きく、平成13年度ごろから下降線をたどっております。それに対しまして私どもが分析いたしました結果、当然、節水機器等の普及、節水意識の高まりというものがございまして、下水道の供用開始及び雨水転用補助等で、当然水量が、逆に言うと、雨水転用であれば、庭の水まきも水道水から雨水を利用する形、あと下水道の供用開始に伴いまして、水道料金と合わせて下水道料金を、供用開始区域についてはお支払いいただくことになっている関係から、2つの料金で水道料金が倍ぐらいになったわという、そういった方々のお話もありまして、実際に本当に節水意識が強く、顕著にあらわれているところでございます。

今後、水道料金、水道使用料が将来的には減少傾向、人口減少とともに大きく減少するものと考えております。

○東委員 原因としては、じゃあ入のほうの給水収益が、もともともうへこんできておるから、結果的には赤字だったというような言い方ですけど、でも実際にはその経費分は新しくふえた部分はある、受託工事費で入っておるでいいか、別に工事費としては入で入ってくるわけだけど、分担金やあれは4条ですけど、3条には入ってこないから入にならないんだけど。

そうすると、今後の方向としては、これから下水がどんどん進んでいって、料金負担が大変だということで節水意識が今、大変働いておるよという話で、現実にはそういうあれでしょうか。下水の拡大とともに、そういう節水というのが統計的にはそういう傾向が、今そういう分析をされておるんですか。

○水道事業水道部水道課長 実際に、平成12年度までと平成13年度以降は少しばらつきがございしますが、上がったたり下がったりする形で、実質的には今年度、平成26年度まで減少傾向を示しております。

○東委員 実質は、そうすると3条の先ほどの一番最初の話は、建設改良積立金やそれはあくまでも当年度の純利益の範囲で賄っていくと、考え方としてはね。それならば現金としてあるわけだから、それでやるということにな

ると、そうすると従来ですと繰越分を含めてやってきたわけですよ、考え方としては。従来は前年繰り越しを含めて、平成25年度ぐらいの例でいくと、例えば当年度が6,900万円ぐらいあって、繰り越しが1億7,000万円ぐらいあって、合わせて2億4,000万円ぐらいあって、それで建設改良とかやってきたんですけど、今後は建設改良積立金だとか減債積立金が縮小されますから、逆に言うと、本来工事に充てる建設改良積立金などが非常に圧縮されて、事業のほうの計画が進めなくなるような感じになるように、先ほどの純利益だけでそういうふうに宛てがっていくんだということになると、そういうふうに受け取れるんですけど、そういう心配はないんですか。

○水道事業水道部水道課長 現時点、平成26年度決算ベースにおきましては、内部留保資金は11億円強ございます。過去においてそういった留保資金を活用しつつ、今後の基幹管路の更新及び第3次配水管改良計画の方針によりまして、当然3条、現在実質的には赤字という形ということで補填財源を基本的に内部留保資金を食う形になりますんで、今後は基幹管路の更新の基本計画及び第3次配水管改良計画の基本方針に基づきまして、単年度の事業量を設定してまいることから、事と次第によっては、もともと水道事業基本計画の折にお示しいたしております平成31年度の水道料金の改定、そういったことを視野に入れて、また企業債とかの借り入れ等も検討しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○東委員 それは大体その流れができましたということで、だから3条で、純粹には、この流れでいくと、基本的には戻入がなければ3条そのものは赤字ということになるわけですからね、実質は。だから、その辺のところを見据えらるとなると、今までの蓄えてきた財源がいよいよこれから活用されるという時期を迎えるというふうには受け取りました。

で、今後のことはまあ別の形で、ただし、考え方としては負担金分担金をまだ3条に入れるという計画はないわけでありますので、現状はですね。それはそれでそのまま置いておくという形になるんだけど、逆に減価償却の部分の見合いを入に入れたということで、若干その部分が入に入り込むというか、反映されるという見方はできると思うんですけど、それでとりあえず3条の表面的な収支はそこで確保していくというふうには受け取りましたけど。



ただ、現実的には内部留保の状況も並行して見ておくことにならないと、ちょっと単に3条だけの利益だけを見ておってはちょっと不透明な部分があるなという印象を持ちましたけどね。

それと、あとちょっと気になったのは、これはちょっと本会議でも出ましたけど、出ていませんか。監査委員の評価の結びのところですね、水道の場合は監査意見書の最後でありますけど、118ページのところに水道会計の監査委員の表現があります。

先に119ページ、最後のところですけど、漏水調査についての指摘があって、この間、平成26年10月から3簡水の水道事業地区がふえたことにして、ここを対象に漏水調査をやられたということで、結果的には配水管の漏水1カ所、給水管で2カ所ができたということなんですけど、これはこのエリア内だけということで、意外と私は古いところなのに少ないんだなという印象を受けたんですけど、これは一応全部を網羅された調査なんですか。

○水道事業水道部水道課長 3簡易水道地区の配水管と給水管を全件調査いたしたものでございます。

○東委員 ここはたまたま3簡水のエリアのという結果ですけど、この平成26年度は3簡水のところだけをやられたの。

○水道事業水道部水道課長 委員、言われるとおりでございます。

○東委員 我々は計画的に漏水を発見していくことによって、水を貴重に扱わないかんわけですので、極力漏水を減らしていきたいということで、若干この漏水調査から見ていくと、少し落ちてきているような感じもしたんですけど、傾向としては。その辺のところはどうなんでしょうかね。

○水道事業水道部水道課長 実際に漏水調査につきましては、有収率が例えば前年と比較してパーセントが下がったよと、単純にパーセントが下がったというところではなくて、その起因する原因が本当に漏水によるものか、今回の場合ですと少し他の要因がございまして、他の要因で下がっているところがございますので、漏水調査につきましては、有収率が当然漏水によるものが主な要因だというふうに判断された折には、翌年度以降、計画的に再度調査を再開するところでございます。

○東委員 今の、他の要因があって、たまたま平成26年度、ちょっと落ちた

よという話で、他の要因というのは具体的に。

○水道事業水道部水道課長　　今回、平成26年10月より、3簡易水道事業を統合しております。10月に統合いたしまして、配水期間につきましては3月までの6カ月ございますが、実際に収益が上がっているのは2期分の10月15日から2月15日までの4カ月分でございます。その差が基本的に後年度にまいますので、実質的に有収率が少し下がるものでございます。

○東委員　　配水との関係で、実際にはお金にかわるのが結果として有収率で出るものですから、そのずれということですね。基本的には大きな原因というのはね。わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時14分　　休　憩

午前11時14分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号についてお諮りいたします。

初めに、利益の処分についてを挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてを挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時17分 開 議

○委員長 　　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 行政視察について

○委員長 　　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

休憩中に配付されました行政視察の案ですが、この件につきまして、去る6月の委員会におきまして、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず、日程は10月20日火曜日から10月22日木曜日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月20日火曜日は福岡県直方市で中心市街地活性化についてを視察させていただきまして、翌21日水曜日は熊本県玉名市で企業誘致についてを視察、勉強させていただきまして、最終日の22日木曜日は熊本県八代市で八代地域公共交通網形成計画についてを勉強させていただきまして、調査させていただきます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 　　御異議なしと認めます。

それでは、よろしく願いいたします。

なお、詳細な資料については、来月の中旬までには事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

また、今年度の視察には、事務局と当局より研修の一環といたしまして2名が出席することとなっておりますので、当局におかれましては、随行者が決まり次第、事務局に報告していただきますようお願いいたします。

---

### 常任委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりましたが、出てきておりませんので、日程や研修テーマについて、講師や何か適切なテーマがございますでしょうか。

河合委員、研修のテーマ等についてはいかがでしたか。

○河合委員　　考えていません。

ほかの委員会はどうなっていますか。聞いてないですか。

別々でやるんか、今回。

○主事　　ことは単独でやるような方向で話をしておりまして、総務委員会がもう11月ぐらいに何かをやると思います。テーマはまだ決まってないですけど。

○東委員　　具体的にはまだ講師の方まではよくわかりませんが、先ほど古田さんが言ってみえた下水の水問題のテーマがあったじゃないですか、汚水の関係ね。これは多分、生活排水か何かもいろいろ関係する、向こうの関係する分野でもあるんだけど、ただ委員協議会でとりあえず江南市の計画を出すというふうになっておるわけですけど、ただもっと全体のそういう流れを見る、もっと専門的なところで、そういうのが私はちょっと、もしせっかく、常任委員会の研修なら、そういうテーマをちょっと考えて、その講師の方を想定してはどうかなという気はするんですけどね。

単独でやるなら、そういうテーマでどうかなという気はするんだけど、ただ余りにも大雑把で申しわけない。

ただ、先ほどのような議論の中では、そういうことが当面江南市でも考えていく必要があるから、この委員会ならそういうことがいいじゃないかという気はしますね。

○委員長　　では、御意見もなかなか出ないと思いますので、研修会については今月中に、また事務局のほうへ、事務局の担当者に、適切なテーマや講師、日程など、御報告もしていただきながら。

○東委員　　意識的にはちょっと考えておりますけど、そんなことでどうです

か。

○委員長 調整しがてら進めていくということによろしいでしょうか。

○東委員 そういのはちょっとどうでしょうかね。当面のテーマということ、今の私の意見はね。そういうことでちょっと探してみてもどうかと。こちらもちょうと当たってみますけど、いろいろと。

○委員長 正・副委員長で調整を図りがてら、皆さんに意見をいただきながら、また調整させていただくということで、御一任いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

日程に関しましても、調整して。

じゃあ、そのように決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

2日間にわたり、ありがとうございました。皆さんの御協力を得て、無事終わりました。ありがとうございます。

以上で建設産業委員会を閉会させていただきます。

午前11時25分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 官地友治